

③ 「地域のインフラとして必要な範囲」に「広域的な振興策として必要な範囲」を加える  
 ・ 沖縄振興のための連携に資する配置・形態、機能の考え方

【普天間飛行場跡地の都市的土地利用との連携】

・ 振興拠点ゾーンとの連携

⇒振興拠点ゾーン内に広域緑地(普天間公園等)の一部を配置し、緑に囲まれた振興拠点を形成することで振興拠点ゾーンの付加価値を高める。

⇒振興拠点ゾーンでの交流の場として、広域緑地(普天間公園等)に交流・コンベンション機能を配置する。

・ 都市拠点ゾーンとの連携

⇒広域緑地(普天間公園等)を都市拠点ゾーンに近接させることで都市生活の付加価値を高める(近くに、憩い、健康づくり、癒しの空間がある)。

【普天間飛行場周辺の主要施設との連携】

⇒道路や公共交通機関からのアクセス性が高い配置とする。

⇒歴史文化の学習、環境共生、自然エネルギーの実験、実践、研究機能の一部を担うために、さまざまな施設整備が可能な広域緑地(普天間公園等)とする。

【沖縄振興のための連携に資する配置・形態、機能】

⇒都市的土地利用に入り組んだ形態、また、緑のネットワークを形成することで、都市的土地利用との一体性を持たせ、跡地全体で緑の豊かさをアピールし、かつ、利便性を高める。

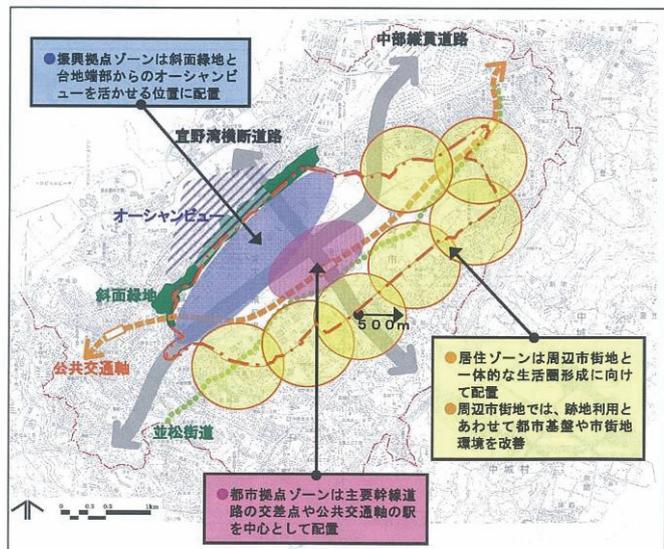
⇒広域幹線道路、駅とのつながりに留意した配置によりアクセス性を高める。

⇒近接する都市的土地利用に付加価値を与える機能を配置できるスペースを確保する。

⇒都市機能を補完し、また、連携する機能を配置できるスペースを確保する。

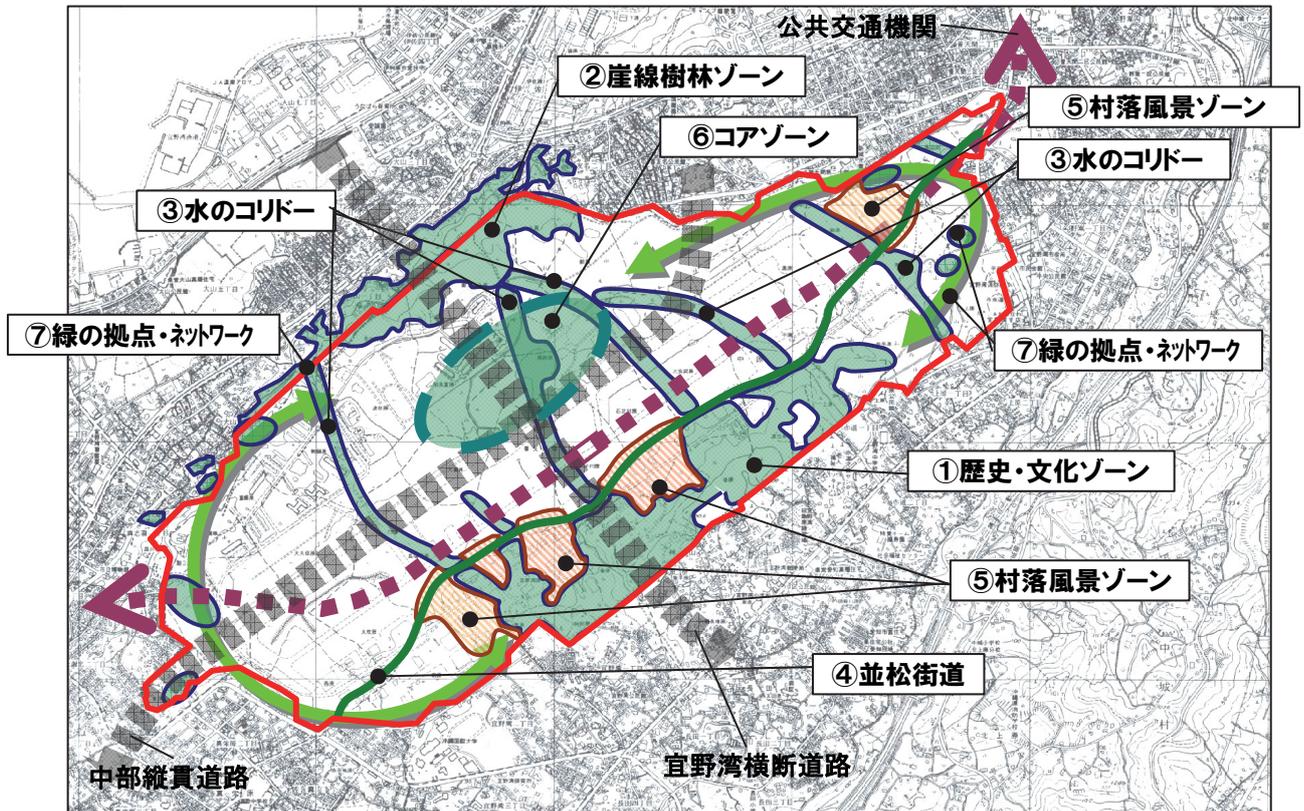
⇒公園自体が県内、国内外から人を呼び込む魅力的な機能を配置できるスペースを確保する。

普天間飛行場跡地の土地利用方針  
 (H23.3 普天間飛行場跡地利用計画  
 方針策定調査報告書より)



- ・ 「広域的な振興策として必要な範囲」は、都市的土地利用の「振興拠点ゾーン」や「都市拠点ゾーン」と連携が図れ、「自然環境資源」「歴史・文化資源」が集積していない位置に「コア」ゾーンとして配置する。
- ・ 「コアゾーン」も含め、広域緑地(普天間公園等)の範囲と位置づけを以下のように考える。

図Ⅲ－７ 広域緑地(普天間公園等)の範囲



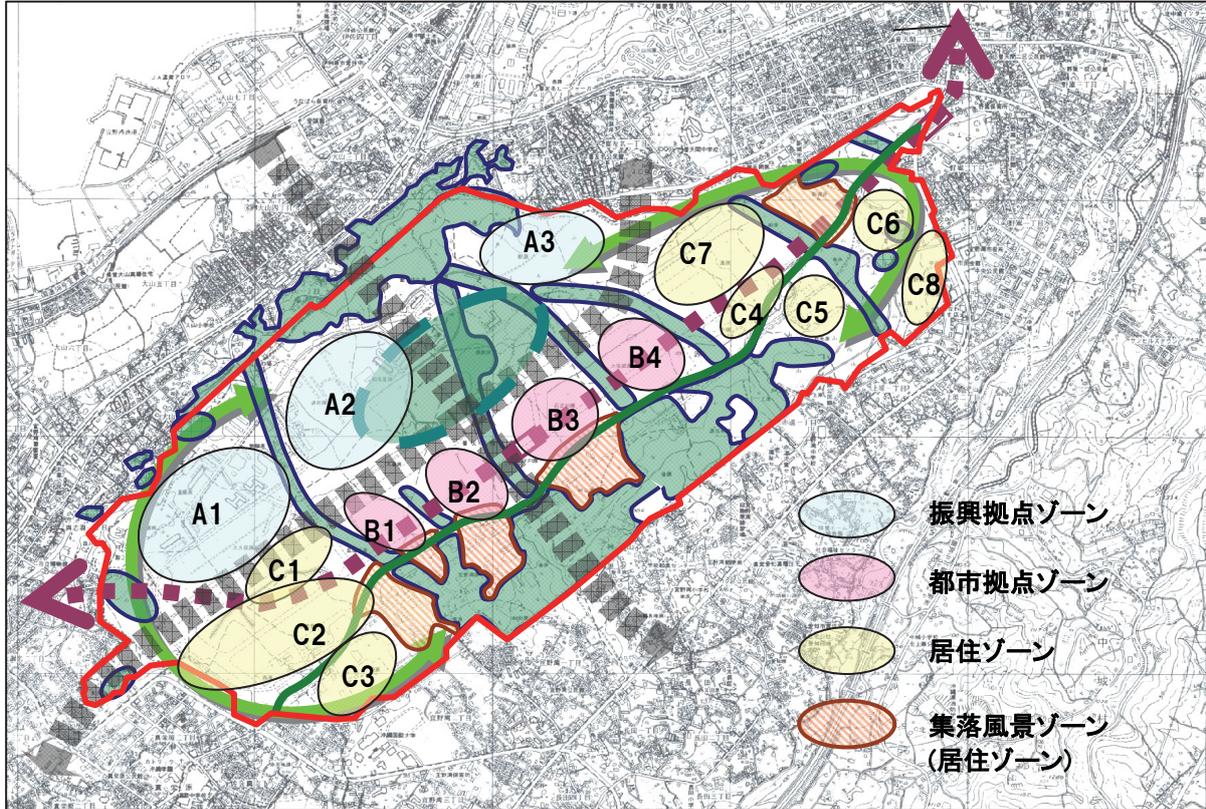
ゾーン	位置づけ
①歴史・文化ゾーン	歴史的遺産、洞穴、湧水を保全・活用し、未来に宜野湾の自然環境、歴史・文化を継承していくゾーンとする。
②崖線樹林ゾーン	西側の崖地の樹林地から飛行場内に一体的につながる戦前からの樹林地であり、地下の水盆も含めて基本的に緑を保全するゾーンとする。
③水のコリドー	地下には、洞窟及び水系があり、その地上部として透水性を考え、水と緑の回廊とする。
④並松街道	かつては、「琉球王国」の主要道路である宿道であり、「琉球歴史回廊」として再生(復元)する。
⑤村落風景ゾーン	かつての、「琉球文化」を育んだ原風景であり、住宅地として、新しい環境共生、新しい沖縄の風景として再生する。
⑥コアゾーン	周辺土地利用との連携を図り、広域的な振興策の核として公園機能を誘致するゾーンとする
⑦緑の拠点・ネットワーク	緑に囲まれた都市的土地利用を印象付けるために跡地全体を緑でネットワークする。

### 3) 跡地利用全体と都市的土地利用との連携及び広域的緑のネットワーク

#### ① 跡地利用全体の都市的土地利用との連携の方針

- ・ 広域緑地(普天間公園等)の範囲、位置づけの検討から見た、都市的土地利用の配置の方向性を以下のように整理できる。

図Ⅲ－8 跡地利用全体の都市的土地利用との連携の方針

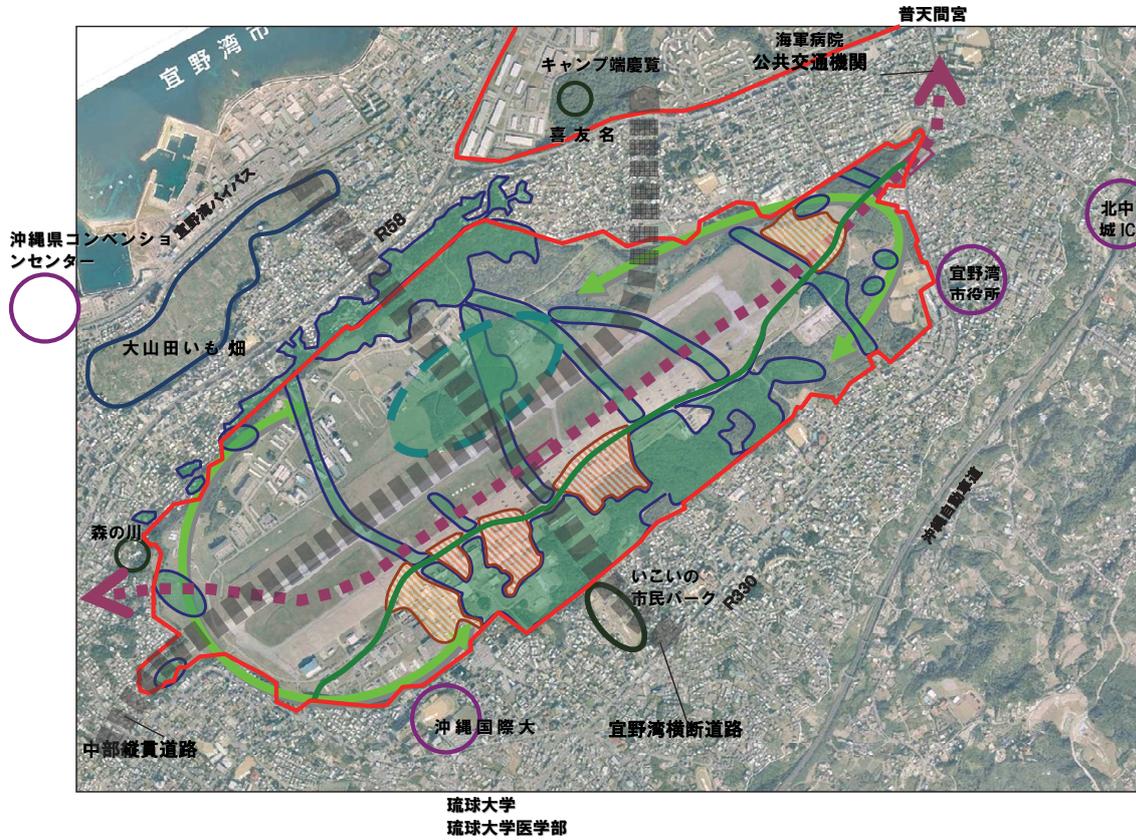


土地利用ゾーン		広域緑地(普天間公園等)からみた土地利用の方向性の考え方
振興拠点ゾーン	A1	海への眺望を生かした振興拠点機能を配置
	A2、A3	公園緑地に囲まれたゾーン。よりコアゾーンの機能と一体となった振興拠点機能を配置できる。振興拠点機能を公園緑地の範囲とすることも検討する必要がある。
都市拠点ゾーン	B1	居住ゾーンに近い位置で、緑に囲まれた潤いある都市機能と都心居住機能が融合するゾーン
	B2、B3	跡地の中心に位置し、公共交通の利便性を活かした都市拠点機能を配置するゾーン。都市生活にゆとりと潤いを与える公園機能との連携が図れる。
	B4	居住ゾーンに近い位置で、緑に囲まれた潤いある都市機能と都心居住機能が融合するゾーン
居住ゾーン	C1	振興拠点、幹線道路にも近く、緑に囲まれた就業者の居住ゾーンともなる。
	C2～C6	並松街道を日常生活の軸として利用しながら、豊かな自然環境や歴史・文化に触れながら暮らすゾーン。都市拠点ゾーンにも近く利便性の高い居住空間となる。
	C7	振興拠点、幹線道路にも近く、緑に囲まれた就業者の居住ゾーンともなる。
	C8	周辺市街地と一体となった、居住ゾーンとなる。
	村落風景ゾーン	かつての、「琉球文化」を育んだ原風景であり、住宅地として、新しい環境共生、新しい沖縄の風景として再生する。

② 跡地周辺のからみた広域緑地(普天間公園等)

- ・ 広域緑地(普天間公園等)を市域の図で示す。

図Ⅲ－ 9 跡地周辺のからみた広域緑地(普天間公園等)



図Ⅲ－ 10 広域的な緑のネットワークのイメージ

